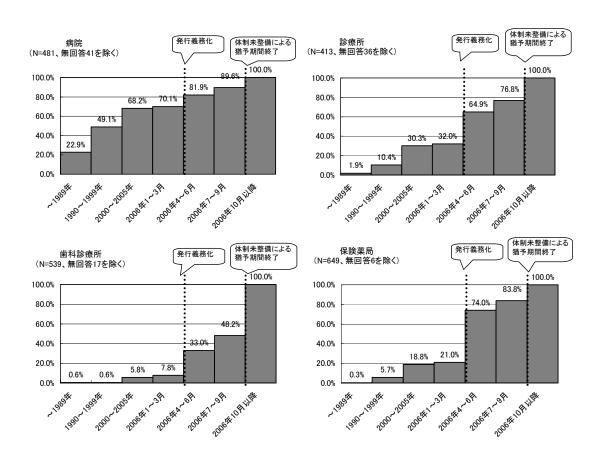
次に、発行開始時期が無回答の医療機関を除いた場合において、累積発行割合についてみると、保険医療機関全体では平成18年(2006年)4月の診療報酬改定による発行義務化の前後で、31.1%から63.4%へと変化している。さらに、猶予期間が終了した平成18年(2006年)10月前後についてみると、74.5%から100.0%へと変化している。

体制未整備による 合計 発行義務化 猶予期間終了 (N=2082、無回答100を除く) 100.0% 100.0% 74.5% 80.0% 63.4% 60.0% 40.0% 31.1% 29.1% 15.3% 20.0% 5.9% 0.0% 200 K OR W 1005#1-9# K 1980-1989 PRODUCTORS PROBERTY SERVICE

図表 15 累積発行割合

さらに、医療機関種別にみると、発行開始時期について無回答の医療機関を除いた結果 は以下のとおりとなっている。

病院においては、比較的早い段階から領収証を発行していることが分かる。歯科診療所においては、猶予期間が終了する平成 18 年 (2006 年) 10 月を境に、発行割合が 2 倍となっている。保険薬局においては、診療報酬改定が行われ、発行が義務化された平成 18 年 (2006 年) 4 月を境に発行割合が急増している。



図表 16 累積発行割合 (医療機関種別)